

第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会公募委員の選考に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第5次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会設置要綱(以下「設置要綱」という。)第3条第2項第3号に規定する委員の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数等)

第2条 設置要綱第3条第2項第3号の規定により委員及びその数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市長が公募により選考して委嘱する委員(以下「公募委員」という。) 2名以内
(公募委員の応募資格)

第3条 公募委員に応募することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 市内に在住する者であること。
- (2) 公募締切日に満18歳以上の者であること。
- (3) 市の附属機関及び附属機関に準ずる機関の委員でないこと。
- (4) 市の職員でないこと。

(公募委員の公募方法)

第4条 公募委員の公募は、広報ふなばし及び障害福祉課ホームページに募集記事を掲載することにより行う。

(公募委員の選考方法)

第5条 公募委員の選定は、小論文による書類審査とする。

2 公募委員の選考については、次に掲げる者を優先する。

- (1) 障害者の福祉に関する事業に従事していない者
- (2) 設置要綱第3条第2項第1号委員が推薦を受けた団体に属していない者

3 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考について必要な事項は別に定める。

(公募委員選考委員会)

第6条 公募委員を選考するため、公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 福祉サービス部長
- (2) 障害福祉課長
- (3) 療育支援課長
- (4) 保健総務課長

3 選考委員会に会長を置き、会長は、福祉サービス部長があたる。

4 選考委員会の会議は、会長が招集し、議事を整理する。

附 則

1 この要綱は、令和7年8月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、「第5次船橋市障害者施策に関する計画」の策定により、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。